

議案第 48 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条第 2 項第 1 号において同じ。）」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則第 4 条中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 2 月 29 日」に、「同年 4 月 1 日」を「同年 3 月 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条の改正規定 公布の日

(2) 第 8 条第 2 項第 1 号及び第 9 条第 2 項第 1 号の改正規定並びに次項の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項第1号及び第9条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する改正後の第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

## 理 由

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年3月1日から行うこととするとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ保険料に係る申請事項に個人番号を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。